

郡山市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月5日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第6号

郡山市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

郡山市空家等対策審議会条例（平成28年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第22条第1項の規定による助言又は指導</u>に関すること。</p> <p>(3) 法第22条第2項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(4) 法第22条第3項の規定による命令に関すること。</p> <p>(5) <u>法第22条第3項の規定により市長が命じた必要な措置</u>について、同条第9項の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、市長が自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることに関すること。</p> <p>(6) <u>法第22条第10項の規定により市長が必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にその措置を行わせる</u>ことに関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第14条第1項の助言又は指導</u>に関すること。</p> <p>(3) 法第14条第2項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(4) 法第14条第3項の規定による命令に関すること。</p> <p>(5) <u>法第14条第3項の規定により市長が命じた必要な措置</u>について、同条第9項の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、市長が自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることに関すること。</p> <p>(6) <u>法第14条第10項の規定により市長が必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせる</u>ことに関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。